別表六(十)の表中「措法第42条の５第１項各号の該当号」を「旧措法第42条の５第１項各号の該当号」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「33の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「58の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「32の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「57の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この号及び第４号において「平成23年12月改正法」という。）附則第55条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の」を加え、同第三号中「外書には、」の次に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）附則第８条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の」を加え、同第四号中「租税特別措置法」を「平成23年12月改正法附則第63条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」に、「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改める。

別表六(十一)の表中「措法第42条の５の２第１項各号の該当号」を「措法第42条の５第１項各号の該当号」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「37の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「33の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「36の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「32の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第42条の５の２第２項」を「第42条の５第２項」に改め、同第三号中「第27条の５の２第７項」を「第27条の５第７項」に改め、同第四号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改める。

別表六(十二)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「41の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「37の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「40の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「36の②」）」に改め、同表の記載要領第五号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改める。

別表六(十三)及び別表六(十四)を削る。

別表六(十五)の表中「措法第42条の７第１項各号の該当号」を「旧措法第42条の７第１項各号の該当号」に、「12　内」を「12　」に、「」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「45の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「62の②」）」に、「法人税額超過（別表六(二十七)「44の構成額②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「61の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「46の②」）」を「法人税額超過（別表六(二十)「63の②」構成額）」に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19